

都城交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱（案）

制定 平成 21 年 1 2 月 日

（目的）

第 1 条 都城交通圏タクシー特定地域協議会（以下「協議会」という。）は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 6 4 号。以下「法」という。）の規定に基づき、都城交通圏（以下「特定地域」という。）の関係者の自主的な取組みを中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送（以下「タクシー」という。）が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。

2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業者の事業用自動車をいう。

3 この要綱において「タクシー事業者等」とは、タクシー事業者及びタクシー事業者の組織する団体をいう。

4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー運転者の組織する団体をいう。

5 この要綱において「地域住民」とは、タクシーを利用する地域住民に身近な団体又は組織の代表者をいう。

（実施事項）

第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

（ 1 ） 地域計画の作成

（ 2 ） 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整

地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集

地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請

に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施にかかる連絡調整

（ 3 ） 特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な次に掲げる事項の協議

協議会の運営方法

他の協議会との合同開催の実施について

に掲げるもののほか、協議会の運営等に必要と認める事項

(協議会の構成員及び任期)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

- (1) 九州運輸局長又はその指名する者
九州運輸局宮崎運輸支局長
- (2) 地方公共団体の長又はそれらの指名する者
宮崎県知事又はその指名する者
都城市長又はその指名する者
三股町長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
社団法人宮崎県タクシー協会長
社団法人宮崎県タクシー協会都城支部長
- (4) 労働組合等
宮交タクシー労働組合執行委員長
- (5) 地域住民の代表
宮崎県地域婦人連絡協議会会長
- (6) その他協議会が必要と認める者
宮崎労働局長又はその指名する者
宮崎県警察本部長又はその指名する者
- (7) 協議会の構成員は、宮崎県内の他の特定地域に係る協議会の構成員を兼務することができるものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の議事運営を総括する。
- 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 事務局は、宮崎運輸支局輸送部門及び社団法人宮崎県タクシー協会に置く。
- 6 事務局は、協議会の運営に関する事務を行う。
- 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 役員の選出を議決する場合
法第8条第1項及び第2項各号に掲げる協議会の構成員において、タクシー事業者等及び労働組合等はそれぞれ種別毎に1個の議決権とし、その他の構成員については各自1個の議決権を与える。議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合
次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
九州運輸局長又はその指名する者が合意していること。
協議会の構成員である地方公共団体の長又はその指名する者が全て合意してい

ること。

設置要綱の変更について合意している、タクシー事業者並びにタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者並びにタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。

地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。

(3) 地域計画の作成を決議する場合

次に掲げる要件をすべて満たすことをもって行う。

(2) から までに掲げる要件を満たしていること。

地域計画に合意した、タクシー事業者並びにタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者の特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。

法第8条第2項各号に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。

法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされた者が合意していること。

(4) (1)から(3)まで以外の決議を行なう場合

(1)の決議方法をもって行う。

8 協議会は、地域計画作成後も定期的を開催することとする。

9 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することが出来るものとする。

10 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要及び議決事項等を記載した議事概要の公開をもって、これに代えることができるものとする。

11 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることが出来るものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

構成員名簿（都城交通圏）

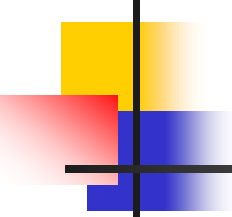
	ガイドライン等	構 成 員	氏 名
法8条第1項に掲げる者	地方運輸局	宮崎運輸支局長	常 岡 浩 治
	地方公共団体	宮崎県県民政策部総合交通課長	長 嶺 泰 弘
		都城市企画部経営戦略課長	宮 原 弘 安
		三股町総務企画課長	渡 邊 知 昌
	タクシー事業者等	社団法人宮崎県タクシー協会 会長	工 藤 龍 一
		社団法人宮崎県タクシー協会 都城支部長	大 重 演 昭
	労働組合等	宮交タクシー労働組合 執行委員長	愛 甲 勝 弘
	地域住民	宮崎県地域婦人連絡協議会 会長	谷 口 由美繪
法第8条第2項に掲げる者	その他協議会が必要と認める者	宮崎労働局労働基準部監督課長	稲 毛 健 一
		宮崎県警本部交通部交通規制課長	桑 畑 孝 徳
	事務局	共同事務局 宮崎運輸支局 社団法人宮崎県タクシー協会	

第1回 宮崎交通圏・都城交通圏・延岡市

タクシー特定地域協議会

平成21年12月18日

九州運輸局宮崎運輸支局



「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化及び活性化に関する特別措置法」

制定の背景と協議会の目的

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（特措法）とは？

特措法の概要

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況にある。

こうした状況において、平成20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申され、タクシーの機能を維持、活性化するために現時点で必要と考えられる対策が示された。

本法律は、以上を踏まえ、所要の措置を講ずるものである。

特措法の骨子

①特定地域の指定等

- 国土交通大臣は、供給過剰等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域を「特定地域」として指定
(都道府県知事及び市町村長が国土交通大臣に対して、特定地域の指定を行うよう要請することも可能)

②特定地域の協議会による地域計画の作成及び実施

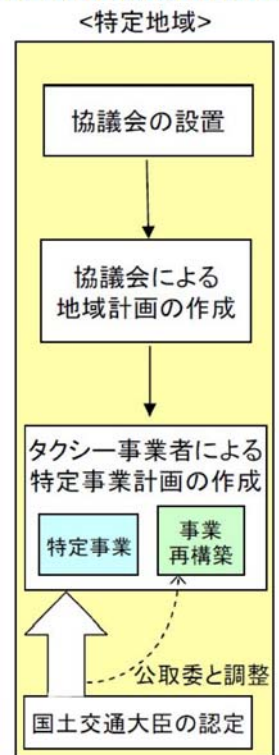
- 特定地域において、地域のタクシー事業者の関係者(地域住民も含む)は、協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための計画(「地域計画」)を作成することができる。
地域計画で定めるべき事項:タクシー事業の適正化及び活性化推進に関する基本方針(地域計画の目標、目標達成のための事業等)

③特定事業計画の作成

- 特定地域のタクシー事業者は、単独又は共同で、地域計画に即したタクシー事業の適正化及び活性化に資する取組み(「特定事業」)を実施するための計画(「特定事業計画」)を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる。
- 特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等(「事業再構築」)について定めることができる。

④特定地域における道路運送法の特例

- 特定地域において増車を行う場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。



資料)国土交通省

タクシー市場の供給過剰・運賃競争

タクシー需要: 輸送人員の長期的な減少

タクシー供給: H14年2月「道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律」施行による参入規制撤廃等を契機に、過剰な輸送力の増加、過度な運賃競争へ。

諸問題の発生

地域公共交通機関としての機能不全

- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題、環境問題、都市問題)
- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・サービスの質の低下
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化
- ・法令違反、事故件数の増加 等...

タクシー事業の適正化・活性化に向けた動きへ

国の動き: 平成18年8月に東京地区のタクシー運賃改定申請がなされ、物価安定政策会議における審議が開始したが、その中で、タクシー事業のあり方に関する問題提起がなされた。これを契機として、国交省の「交通政策審議会」に「タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」が設置された

業界団体の動き: 全タク連第三者委員会「安心・安全なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」設置、署名活動等の実施 等...

特措法制定の経緯

H14.2	道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律施行→参入規制の撤廃
H18.6	長野A、B地区、大分が運賃改定申請(H19.4実施)
H18.8	東京特別区、武蔵野、三鷹地区が運賃改定申請
H19.12	同地区の運賃改定実施
	国土交通大臣から「運賃改定を契機として提起されたタクシー事業を巡る諸問題について」諮問 →以下の交政審WG設置
H20.2	交通政策審議会「第1回タクシー事業を巡る諸問題に関する検討WG」 (以下、交政審WG)開催
H20.3	全タク連「第1回安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度の研究会」 (以下、全タク連第三者委員会)開催
H20.7	第8回交政審WGにおいて中間報告 ※利用者ニーズに合致したサービス提供、供給過剰への対策、過度な運賃競争への対策等が盛り込まれる 特定特別監視地域の指定(全国109営業区域)
H20.9	規制改革会議公開討論会 「リーマンショック」を契機に世界同時不況へ
H20.11	全タク連第三者委員会による「安全・安心なサービスを提供するためのタクシー事業制度に対する提言」
H20.12	全タク連、全個連、労働4団体が「適正台数、同一地域同一運賃」を求めた署名・要請文を国土交通大臣、自民党、民主党等に提出 交政審WGによる答申を国土交通大臣に提出
H21.2	特措法が閣議決定
H21.6	衆議院本会議、参議院本会議において全会一致(反対票ゼロ)で可決 特措法 公布
H21.10	特措法 施行

協議会設置の目的

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法より

関係者相互の連携及び協力について

第七条

国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

協議会の設置について

第八条

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 その他協議会が必要と認める者

基本的な考え方

- 協議会は、地域計画の策定主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。
- 地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共有の認識の下、タクシー事業の適正化・活性化に関する取組を総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待される。

構成員

- 地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者・団体、運転者の団体、地域住民のほか、必要に応じて他の公共交通事業者、地元企業、学識経験者等を構成員に含めることが望ましい。
- また、協議事項に係る関係行政機関(都道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県公安委員会など)の参画を得ることも重要。

記載事項に関する留意事項

- 協議会運営の透明性・実効性等を確保する観点から、協議会における意思決定の方法等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。
- 協議会運営の効率化や他の計画との整合性の確保を図る観点から、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会等と合同で協議会を開催することも考えられる。



宮崎県のタクシー事業の状況

1. 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）とは・・・

タクシーは、鉄道、バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であり、地域社会に密着したドア・ツー・ドアの個別輸送、観光立国に対応する観光タクシー及び高齢化社会に対応する福祉輸送等あらゆる側面を持ち、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、なおかつ柔軟に対応することができる乗り物である。

一般タクシー

流し、駅待ち及び無線等により利用者の対応をするタクシー



個人タクシー

優秀適格者のみ許可され、高水準のサービスを提供するタクシー



乗合タクシー

乗合バス等では対応が困難な地域や時間帯等において足の確保を行うタクシー・デマンドタクシー等



観光タクシー

定まっている観光ルートを低運賃にて周遊することができるタクシー

福祉タクシー

身体障害者及び高齢者等のニーズにあわせ、車イスや寝台のまま乗ることができるタクシー



2. タクシー事業に関する現行制度の概要

参入面等（特定地域）

○新規参入

- ・輸送の安全確保に必要な体制・能力の審査(例:車庫・休憩仮眠施設、教育・指導体制等)
- ・事業を適確に遂行するに足る能力の審査(例:資金計画、法令知識試験、損害賠償能力、最低保有車両数等)
- ・欠格事由(過去2年以内に事業許可の取消処分を受けていること等)に該当しないこと

○事業計画の変更(営業区域の拡大・増車等:認可、減車等:事前届出)

○新規許可・増車認可の審査基準に、新たに発生する輸送需要によることを追加

運賃面

○認可制(運用として上限規制)

- ・能率的な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること(総括原価主義)
- ・特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ・他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないこと

事業運営面

組織体制

- ・運行管理者の選任
- ・整備管理者の選任
- ・運輸安全マネジメントの実施

運転者

- ・運転者の選任に当たつての諸規制(研修の義務付けなど)

運行

- ・点呼の義務付け
- ・運転者の拘束時間の制限
- ・運行記録計による速度等の記録義務付け(福岡交通圏のみ)

輸送サービス

- ・運送約款(認可制・標準約款制)
- ・区域外運送の禁止(発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客運送の禁止)

運送引受義務

タクシー事業者は一定の場合(公序良俗に反する場合、天災の場合等)を除き、運送の引受けを拒絶してはならない。

タクシー業務適正化特別措置法に基づく措置

福岡交通圏・北九州交通圏では、地理試験に合格するなど一定の要件を満たし、国土交通大臣の登録を受けた者でなければタクシーの運転者として乗務させてはならない。

3. タクシー事業が抱える課題のまとめ

◆輸送需要の減退により・・・

- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化

◆車両台数の増加により・・・

- ・車両1台当たり利益率の低下
- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題、環境問題、都市問題)

◆これらの要因により・・・

- ・過重労働に伴う交通事故の誘発
- ・サービスの質的低下

・・・等々・・・



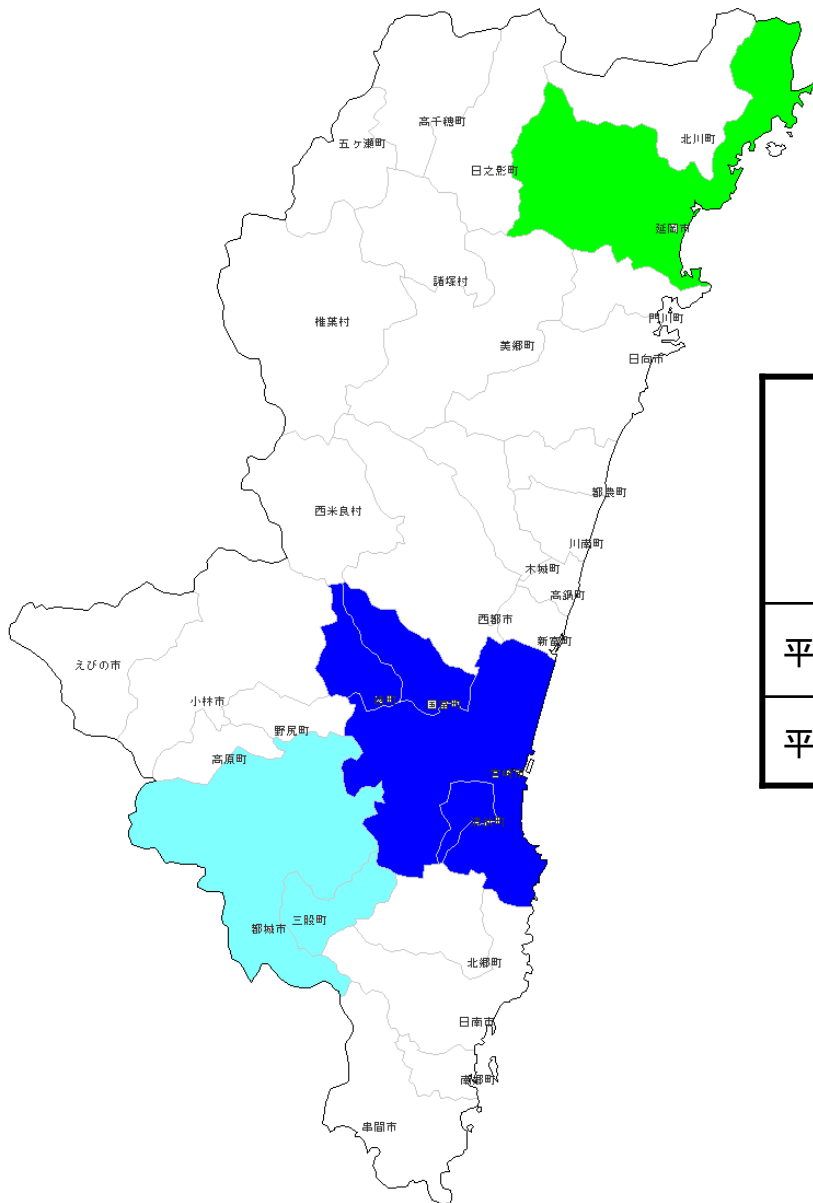
地域公共交通機関としての機能不全



タクシー事業の適正化及び活性化を推進することにより、
地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために
必要となる地域計画の作成等を行うために

特定地域協議会を設置

4. 各特定地域のタクシー事業者数・タクシー台数（1）



	宮崎交通圏			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成21年3月末	14社	1124両	101両	1235両
平成14年3月末	12社	951両	123両	1074両

4. 各特定地域のタクシー事業者数・タクシー台数（2）

	都城交通圏	
	法人タクシー	
	事業者数	車両数
平成21年3月末	10社	327両
平成14年3月末	9社	291社

	延岡市	
	法人タクシー	
	事業者数	車両数
平成21年3月末	6社	303両
平成14年3月末	4社	272両

5. 事業者数及び車両数の増加状況

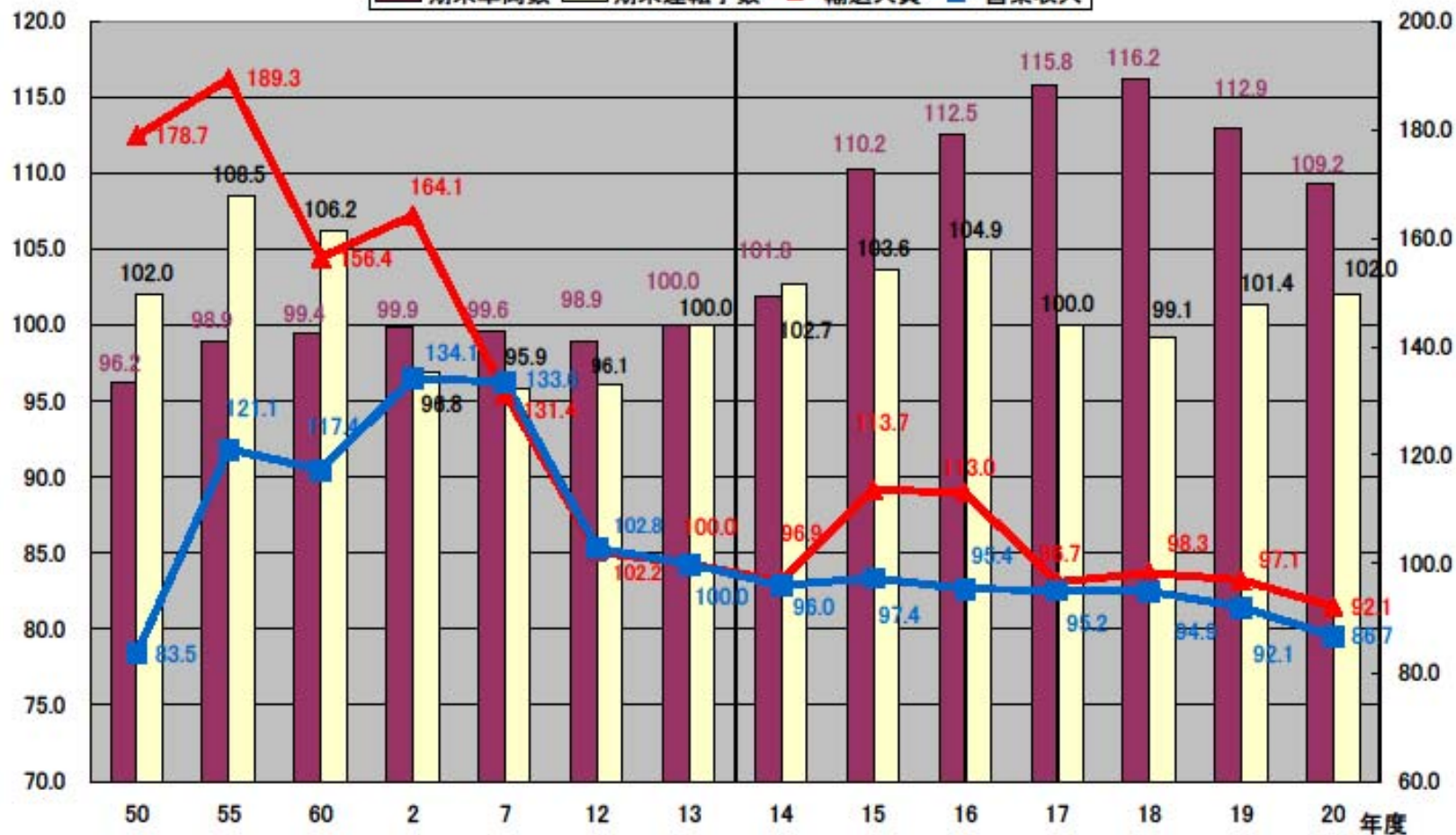
	事業者数	車両数
宮崎交通圏	2社	173両
都城交通圏	1社	36両
延岡市	2社	31両

※個人タクシーを除く

6. 宮崎県のタクシー各種指標の推移（法人のみ、H13-100）

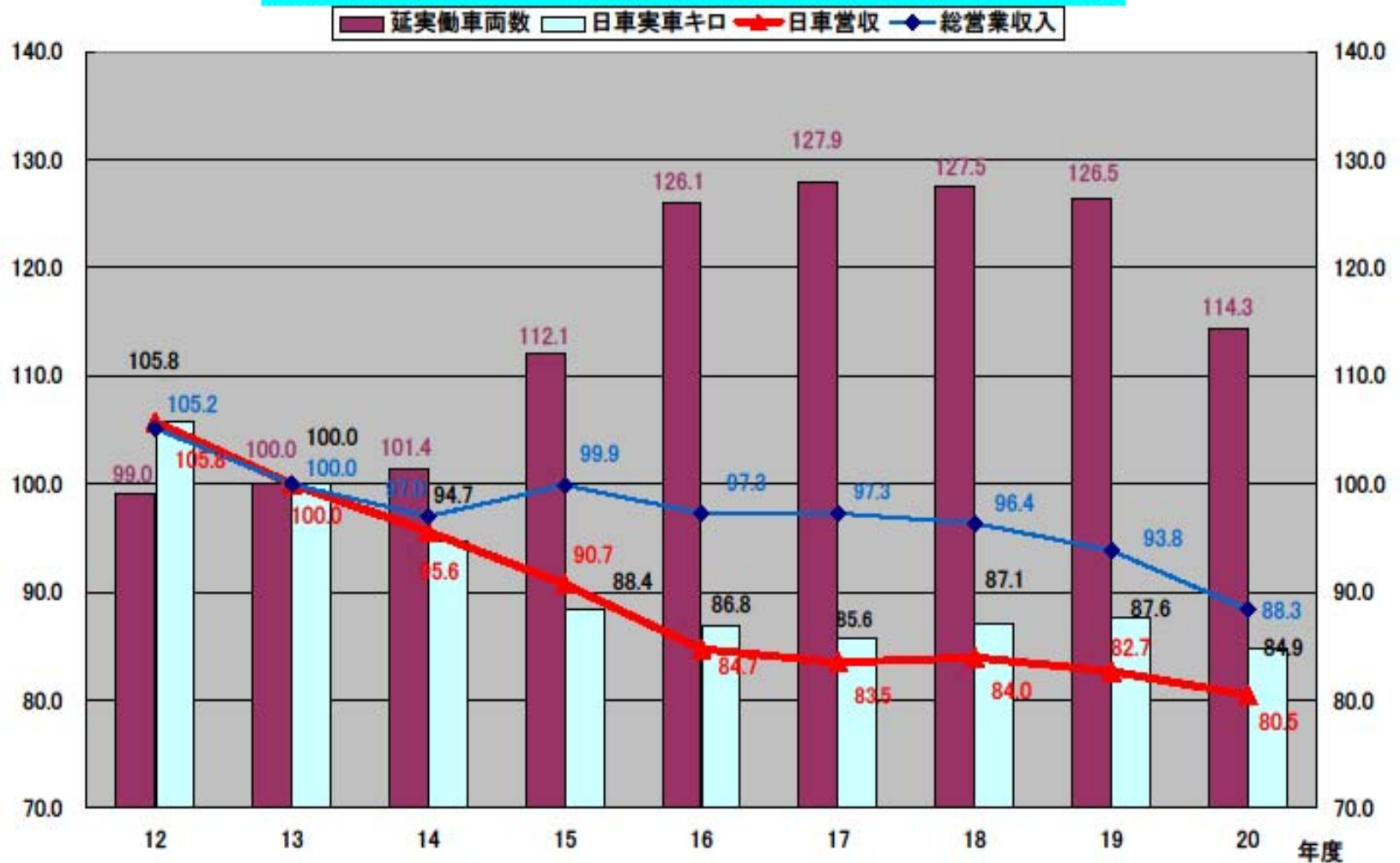
宮崎県のタクシー各種指標の推移（法人のみ、H13=100）

■ 期末車両数 ■ 期末運転手数 ▲ 輸送人員 ■ 営業収入



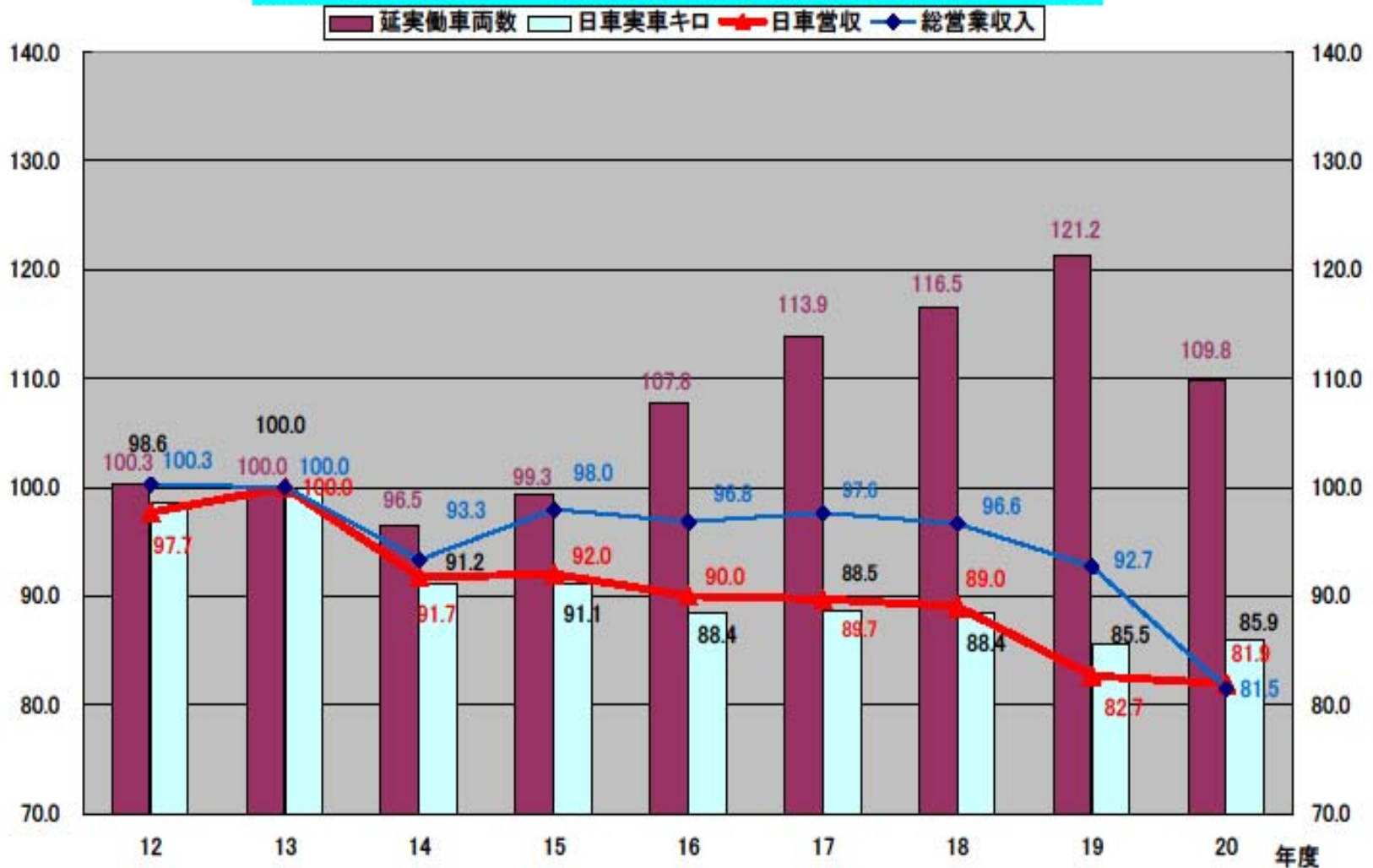
7. 各特定地域における法人タクシーの輸送実績の推移 (1)

宮崎交通圏のタクシー各種指標の推移(法人のみ、H13=100)



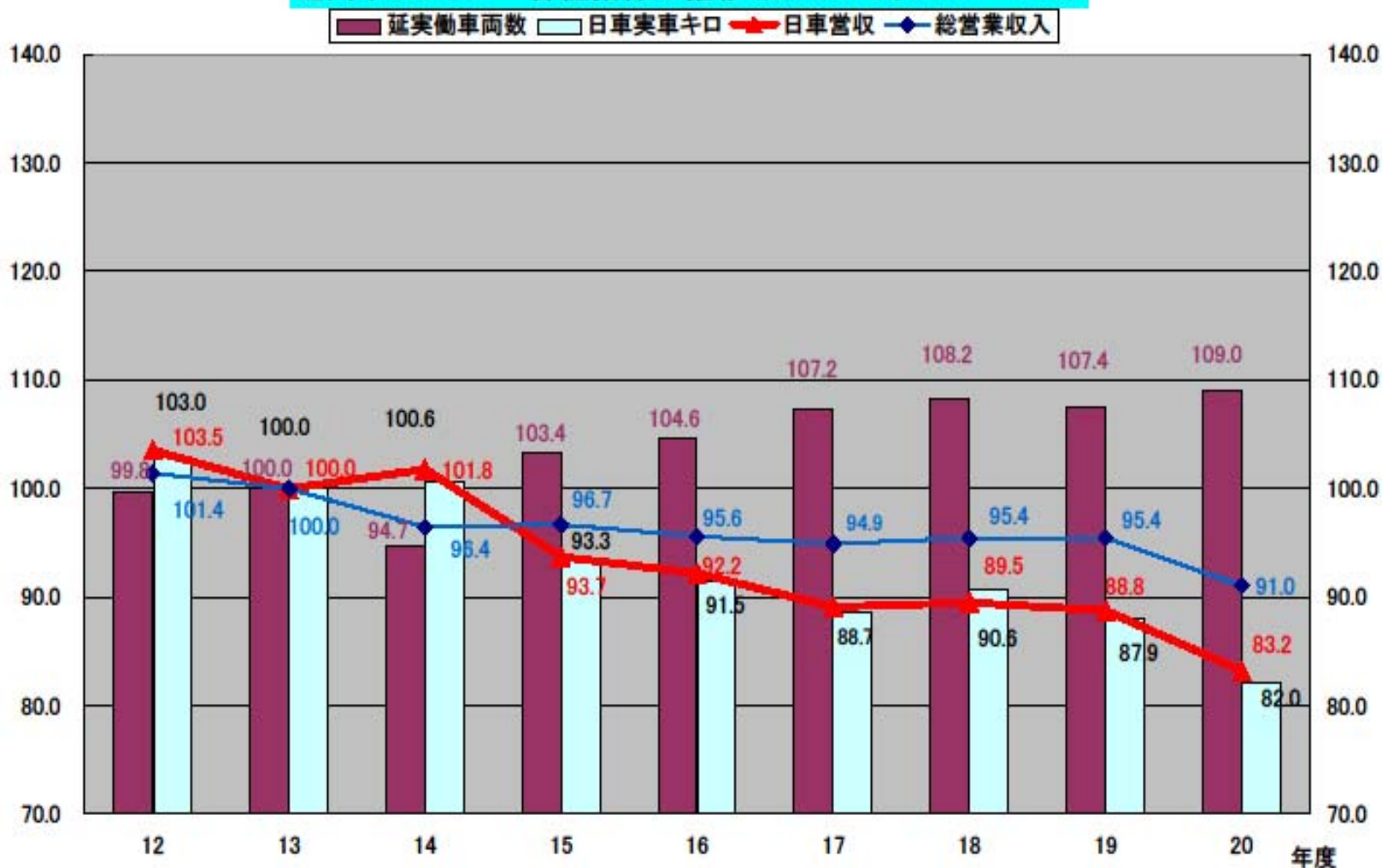
7. 各特定地域における法人タクシーの輸送実績の推移 (2)

都城交通圏のタクシー各種指標の推移(法人のみ、H13=100)

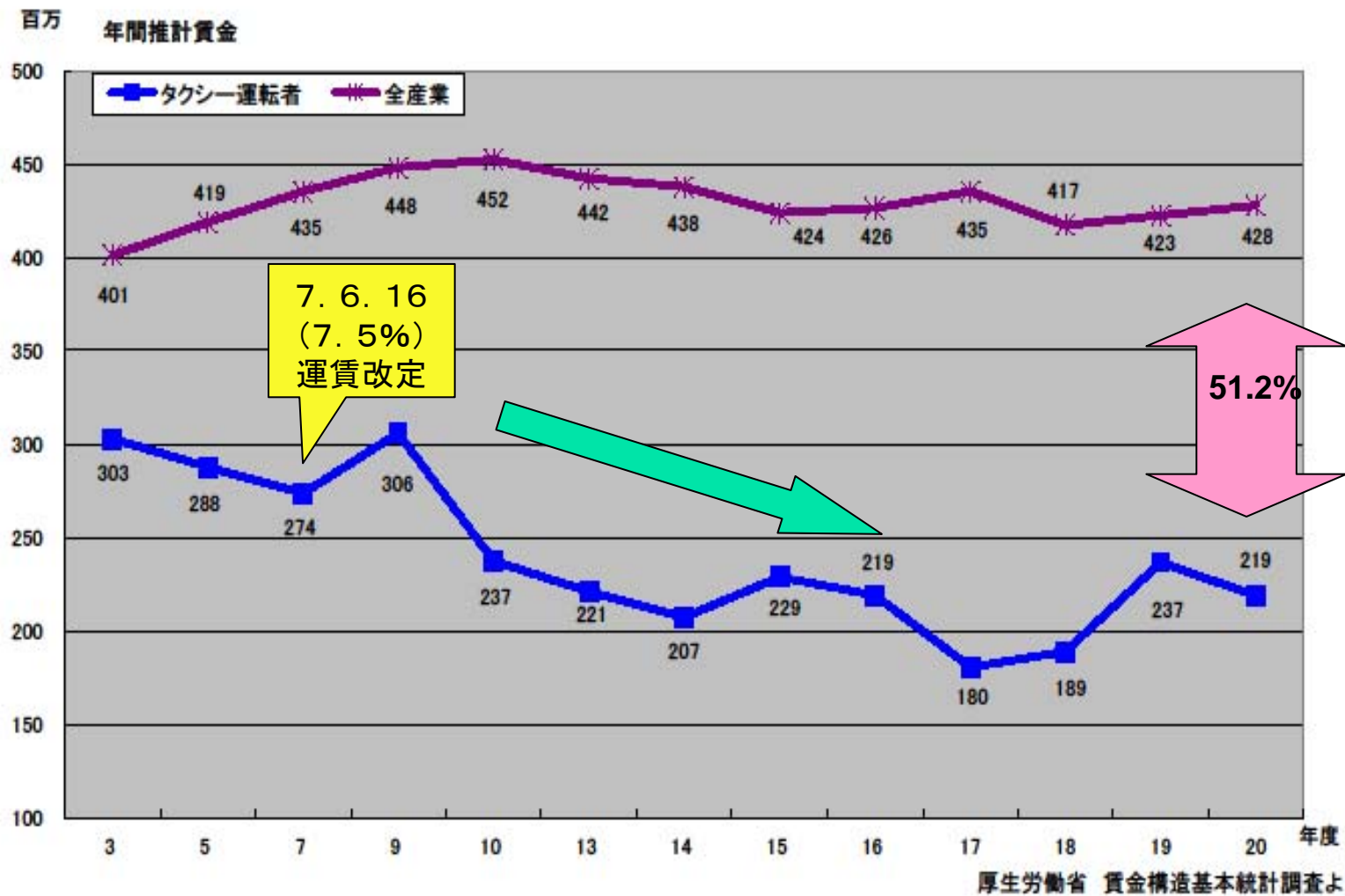


7. 各特定地域における法人タクシーの輸送実績の推移 (3)

延岡市のタクシー各種指標の推移(法人のみ、H13=100)

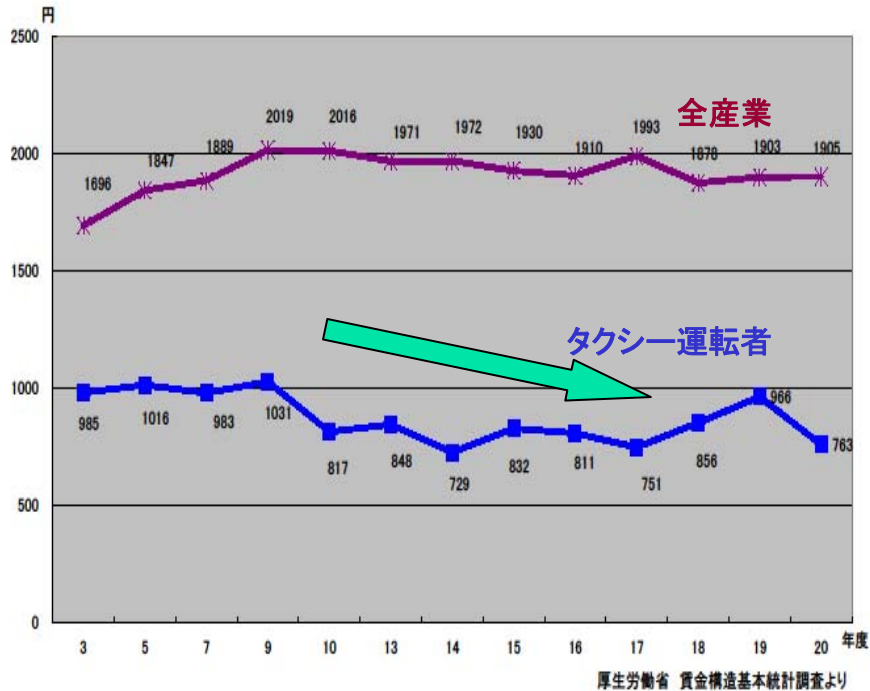


8. 宮崎県におけるタクシー運転者の労働環境（1）



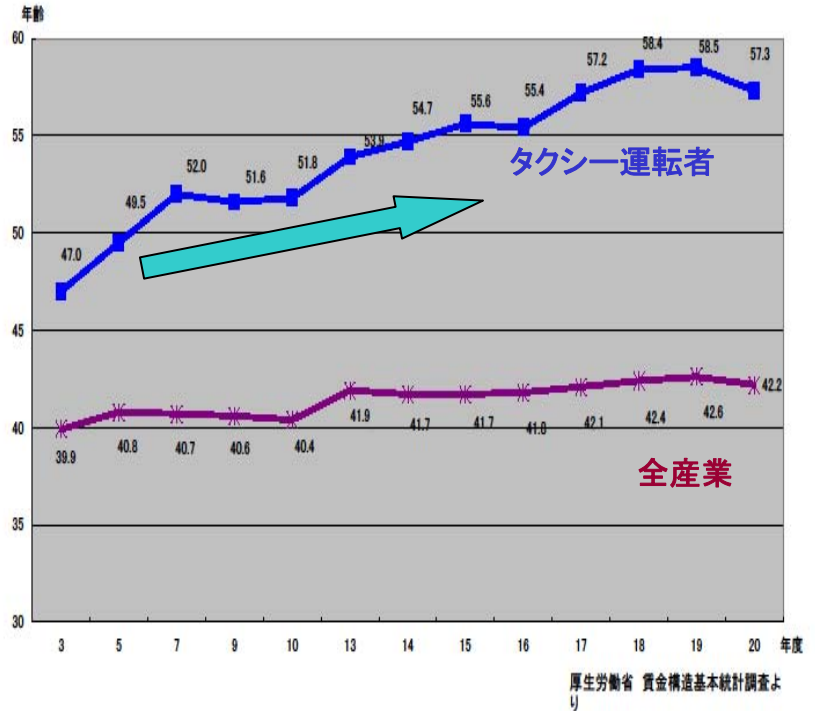
8. 宮崎県におけるタクシー運転者の労働環境（2）

1時間当たり賃金単価の推移



労働賃金が全産業よりも低水準となっている。

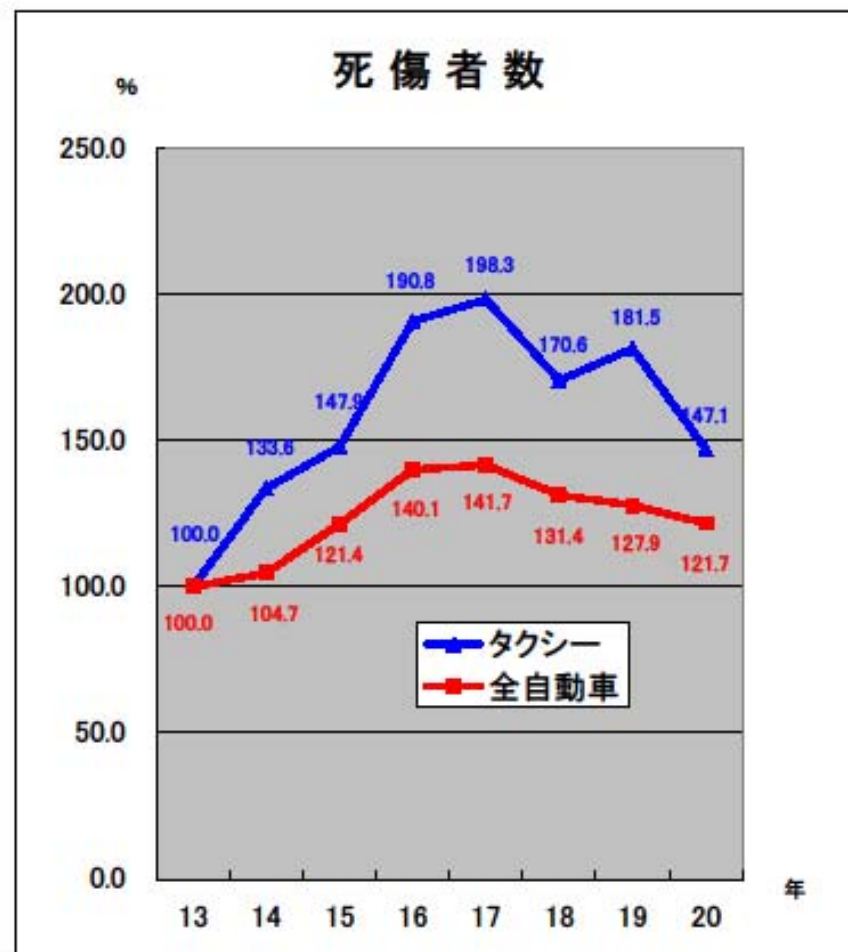
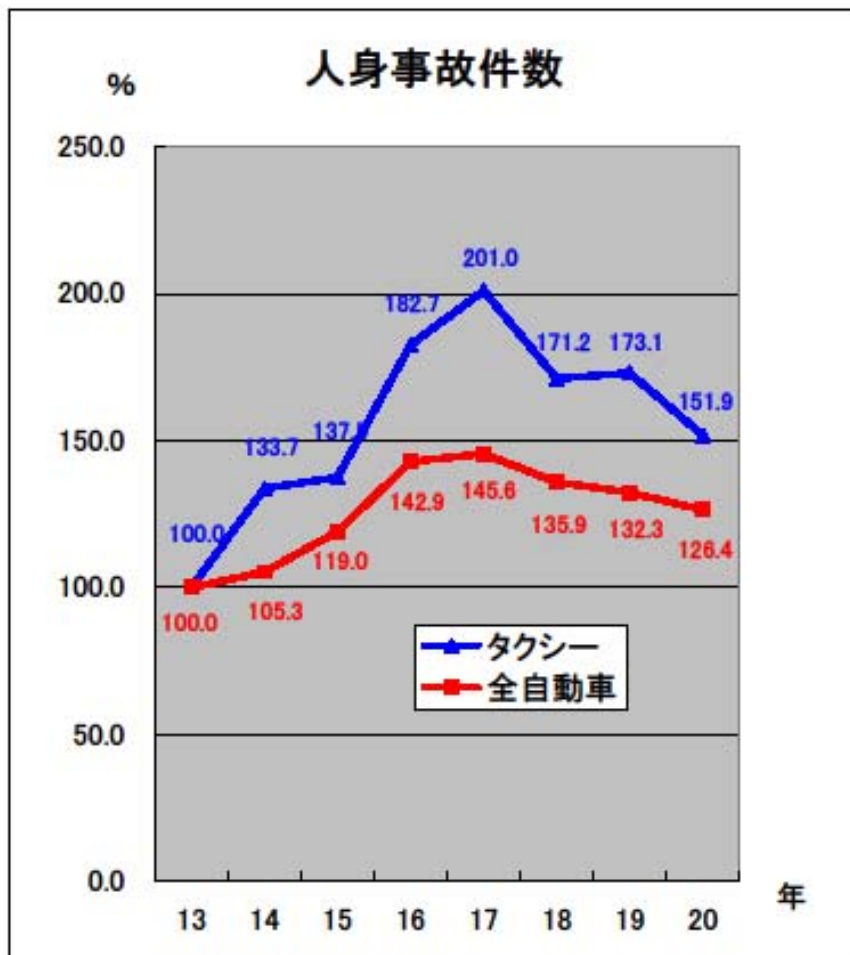
平均年齢の推移



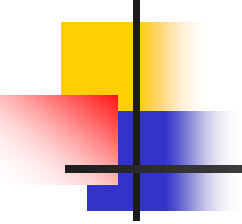
ドライバーの高齢化が見られる。

厚生労働省 賃金構造基本統計調査より

9. 宮崎県における人身事故発生件数の推移（H13-100）



宮崎県警察本部交通部交通企画課統計資料より



適正と考えられる車両数の算定 について

適正と考えられる車両数の算定について

○需要量の算定

次式により推定。

$$\begin{aligned} & \text{需要量 (21 年度の推定総実車キロ)} \\ & = 20 \text{ 年度の総実車キロ} \times \text{平成 16 年度から 5 年間の総実車キロの各前年度比の平均値} \end{aligned}$$

○適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

$$\begin{aligned} & \text{適正と考えられる車両数} \\ & = \text{需要量} \div (\text{過去 5 年間の平均総走行キロ} \times \text{平成 13 年度の実車率} \\ & \quad \div \text{過去 5 年間の平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率 ()} \\ & \text{実働率については、「90\%」及び「85\%」を適用してそれぞれ算出。} \end{aligned}$$

	「90%」	「85%」	
・宮崎交通圏	約 960両	約 1,020両	
・都城交通圏	約 230両	約 250両	
・延岡市	約 270両	約 280両	
〈参 考〉 平成21年3月31日現在の車両数		必要減車率 90%	必要減車率 85%
・宮崎交通圏	1,124両	14.6%(164台)	9.3%(104台)
・都城交通圏	327両	29.7%(97台)	23.5%(77台)
・延岡市	303両	10.9%(33台)	7.6%(23台)

$$\text{需要量} \div \text{過去5年間平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{過去5年度平均実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

タクシーが稼働した車両数

タクシーが稼働した割合

$$= \text{需要量} \div \text{年間実車キロ} \div \text{過去5年度平均実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

旅客が利用した距離

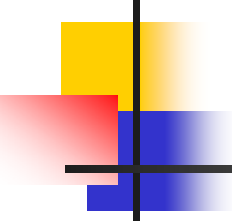


$$= \text{需要量} \div \text{1両あたり実車キロ} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

$$= \text{年間必要実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

$$= \text{1日当たり実働車両数} \div \text{実働率}$$

$$= \text{適正車両数}$$



「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の
適正化及び活性化に関する特別措置法」

地域計画

地域計画の基本的な考え方

○地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、タクシー事業の適正化・活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもの。

○地域計画の策定に当たっては、協議会において地域の輸送ニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、それらに的確に対応した取組を定めることが必要。

○この際、特定地域においては、供給過剰の進行や過度な運賃競争により地域公共交通としてのタクシーの機能が低下していることに留意し、地域の実情に応じて、供給過剰の解消や過度な運賃競争の回避、運転者の労働条件の改善・向上、タクシー車両による交通問題の解消のための対策について定めることが求められる。

地域計画で定める事項

①タクシー事業の適正化・活性化の推進に関する基本的な方針

- 協議会における関係者間の共通認識の形成に資するものとして、地域におけるタクシーの位置付け・役割、タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性等について、可能な限り具体的に記載。
- タクシー事業を巡る現状分析・取組の方向性を定める際には、地方運輸局長が提示する当該地域において適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要。

②地域計画の目標

特定事業等の前提となる目標として、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目標を設定。

- 1)タクシーサービスの活性化
- 2)事業経営の活性化、効率化
- 3)タクシー運転者の労働条件の悪化の防止改善・向上
- 4)タクシー事業の構造的要因への対応、
- 5)交通問題、環境問題、都市問題の改善、
- 6)供給抑制
- 7)過度な運賃競争への対策

③地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業及びその実施主体に関する事項

【特定事業とは】

- 1)利用者の選択の機会の拡大に資する情報の提供
- 2)情報通信技術の活用による運行の管理の高度化
- 3)利用者の利便の増進に資する乗場の設置及び運営
- 4)事業用自動車の適正な運行の確保に資する装置等の導入
- 5)事業用自動車の運転者等に対する講習等の実施
- 6)利用者からの苦情、問合せ等に迅速かつ適切に対応するための体制の整備
- 7)他の公共交通機関との乗継ぎの円滑化に資する措置の実施
- 8)事業用自動車の集中により発生する駅前、繁華街等における渋滞を解消するための措置の実施
- 9)低公害車の導入等による事業活動に伴う環境への負荷の低減
- 10)事業用自動車の運転者の労働条件の改善その他の労働環境の整備
- 11)利用者の需要に対応したサービスの提供
- 12)利用者の特別の需要に応ずるための運送の実施
- 13)輸送需要に関する調査の実施

④ ①②③で定める事項のほか、地域計画の実施に関し当該協議会が必要と認める事項



宮崎県における特定特別監視地 域のタクシー事業構造改善計画

社団法人 宮崎県タクシー協会

構造改善計画の背景と目標

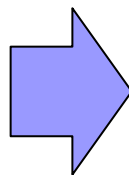
■ 背景

◆ 厳しい経営環境

- ・ 景気低迷
- ・ 燃料高騰

◆ 都市機能を

支える使命



■ 目標

- 利用者視点
- 地域視点
- 乗務員視点
- 事業者視点

1. 利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起に関する事項

■ 地方自治体との連携

- ・関係自治体と連携し、地域住民の利用実態やニーズを把握し、タクシーの特性を活かした輸送サービスの検討(乗合タクシー等)

■ 新しい運賃割引制度の導入・検討

- ・精神障害者運賃割引制度の導入
- ・運転免許証返納運賃割引制度の導入検討

■ 観光タクシーの充実

- ・観光ルートの新規開拓と観光ルート別運賃の見直し

■ 禁煙タクシーの拡大

- ・実施車両数を県内一円に拡充

■ 情報提供の充実

- ・ホームページ等により各種のサービスについて広報を行う

2. 運転者の労働条件の改善に関する事項

■ 労働条件の改善

- ・乗務員の賃金制度の見直し
- ・乗務員負担の廃止・軽減

■ 労働環境の整備

- ・ドライブレコーダー、防犯カメラの設置促進
- ・健康診断項目の充実
- ・仮眠施設等福利厚生施設の充実

3. 違法・不適切な行為に関する事項

- 中心市街地において交通渋滞を惹起するような違法駐停車等に対する指導の徹底
- 主要なタクシー乗り場等における悪質事業者の排除システムの構築
- タクシー事業の経営における法令順守のための講習会の開催

4. その他必要と認められる事項

- 需給不均衡の是正を図るための適正な車両数の供給
- 苦情処理体制の充実
- 運転者のマナー向上研修会の開催
- 福祉タクシー等の導入拡大
- 地域社会・福祉への貢献
(こども110タクシー・点字シールの車内貼付)